⑸ Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : February 22, 2019, 12 : 00 noon

⑹ Contact point for tender documentation : Contract Division, North Kanto Defense Bureau, 2―1 Shintoshin Chuo-ku, Saitamacity, 〒330―9721, TEL 048―600―1800 (Ext. 2442 or 2443)

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成31年1月18日

契約責任者　日本郵政株式会社
代表執行役社長　長門　正貢

◎調達機関番号　431　◎所在地番号　13

○第１号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　東京逓信病院特別高圧受変電設備模様替工事

⑶　工事場所　東京都千代田区富士見２―21―18（診療棟）、東京都千代田区富士見２―５―２（管理棟）

⑷　工事内容　本工事は、病院を通常運用しながら行う診療棟の特別高圧受変電設備の更新であり、静止形電源設備・直流電源設備の更新、既設副電気室等の受変電設備の劣化診断及び更新、管理棟の高圧変圧器の更新及び付帯する建築工事を含むものである。

診療棟：敷地面積　約14,740㎡　構造　鉄骨鉄筋コンクリート造　地上10階、地下２階、塔屋１階　延べ面積　約42,380㎡

管理棟：敷地面積　約6,430㎡　構造　鉄筋コンクリート造　地上８階、地下２階、塔屋２階　延べ面積　約17,360㎡

⑸　工期　平成33年２月15日まで

⑹　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の工事である。詳細は入札説明書による。

⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2　参加資格

⑴　次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること。

①　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

②　破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てをし、若しくはされた者、会社更生法（平成14年法律第154号）若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成８年法律第95号）に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくはされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定がされた者を除く。

③　次の一に該当すると認められる者で、日本郵政株式会社が取引先として不適当と認めた者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

ア　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

ウ　競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者

エ　監督又は検査に際し、職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ　その他、日本郵政株式会社に損害を与えた者

④　前号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。なお、反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等及びこれらに準ずる者、その他次に掲げる者をいう。

ア　日本郵政グループ各社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者

イ　日本郵政グループ各社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

ウ　その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

⑤　反社会的勢力と次のいずれかに該当する関係にある者

ア　反社会的勢力が、その経営に実質的に関与していると認められる関係

イ　自ら、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係

ウ　反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係

エ　その他、反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係

⑥　反社会的勢力に自らの名義を利用させ、本入札に参加しようとする者

⑦　本入札に参加しようとする者、その役員若しくは使用人等又は下請負若しくは委託先等が、次に掲げるいずれの行為も行わないことを確約しない者

ア　自ら又は第三者を利用して脅迫的言動、詐欺的言動若しくは暴力的行為又は法的な責任を超えた不当な要求をすること。

イ　自ら又は第三者を利用して発注者の名誉、信用等を毀損し又は毀損する恐れのある行為

ウ　自ら又は第三者を利用して発注者の業務を妨害し又は妨害するおそれのある行為

エ　その他、前各号に準ずる行為

⑵　建設業法第27条の29に定める建設工事に係る総合評定値の工事種別が電気で総合評定値の通知は1,210点以上の通知を受けている単体企業の者であること。なお、総合評定値の審査基準日は、申込書及び資料の提出期限日の１年７か月前までとし、かつ最新のものであること。

⑶　平成20年度以降に元請け又はこれに準ずる者（設備工事を含む建築工事の請負者と直接契約を締結した者）として完成した、以下の全ての要件を満たす工事の施工実績（「特別高圧受変電設備」を含む工事一式を施工していること）を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

①　特別高圧受変電設備変圧器総容量４MVA以上の、増設又は新設相当の更新工事。

②　病床数400床以上の病院で通常運用しながら行った工事。

⑷　次に掲げる要件を満たす技術者を当該工事に専任で配置すること。

①　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（技（電））の免許を有する者又は国土交通大臣が１級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有する者と認定したものをいう。

②　平成20年度以降に元請け又はこれに準ずる者（設備工事を含む建築工事の請負者と直接契約を締結した者）として完成（申込書及び資料の提出期限日までに完了しているものに限る。）した、次に掲げる全ての要件を満たす工事の主任技術者又は監理技術者として３か月以上経験していること。（「特別高圧受変電設備」を含む工事一式を施工していること）。なお、この経験した工事は会社の施工実績と異なってもよい。

ア　特別高圧受変電設備変圧器総容量２MVA以上の増設又は新設相当の更新工事。

イ　病床数200床以上の病院を通常運用しながらの工事。

③　申込書の提出期限日において入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、申込書の提出期限以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。